平成３０年（フ）第１５号
北海道釧路郡釧路町緑３丁目46番地
債務者　宮崎　真実
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１９０号
北海道上川郡清水町南４条９丁目20番地
債務者　米田　有位
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
群馬県前橋市上新田町1022番地１　ハローハイツ　Ｂ―202号
債務者　清水佑季子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３３号
群馬県前橋市城東町４丁目19番８―102号　モリハイツ３
債務者　安齊　賢吾
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１９号
群馬県高崎市金古町1083番地　川野荘
債務者　飯島　和明
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第５０号
群馬県富岡市野上1785番地３
債務者　中山きく子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第５３号
群馬県高崎市八幡町1270番地18
債務者　熊井ひとみ（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第３２号
川崎市幸区南幸町３丁目115番地　リブリ・南幸町Ｎ・Ｓコート　403
債務者　中川　雄介
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
相模原市南区上鶴間７丁目１番８号
債務者　小原　芳子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第６１号
相模原市中央区光が丘３丁目３番８－２号
債務者　兼子　慎一
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第６２号
相模原市南区相模台７丁目31番３号
債務者　吉村　美幸（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第６７号
相模原市南区相模台団地５番１―401号
債務者　金澤　正一
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４７５号
静岡県田方郡函南町平井８番地の17　アビタシオンイワノ303
債務者　三須　秋夫
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１３００号
京都府城陽市寺田宮ノ谷18番地の１
債務者　髙橋酒店こと　髙橋　勝也
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０１号
京都府城陽市寺田宮ノ谷18番地の１
債務者　髙橋みち子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５３号
京都府宇治市五ケ庄大林４番地　ジョイフル宇治205号、前住所京都市伏見区竹田桶ノ井町82番地　インペリアル明日香508号
債務者　水野　泰敬
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第８７号
京都府長岡京市井ノ内宮山14番地２
債務者　上野　建一
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１２１号
京都市北区紫野西御所田町66―１　ラ・ルーチェ北大路102号、住民票上の住所京都府宇治市槇島町本屋敷５番地の６
債務者　三谷　彩菜
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係